

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ネパール人権報告書 2020 年版

概要

ネパールは、連邦民主共和国である。2015 年に公布された憲法は、最高行政官である首相、二院制議会及び 7 州行政区画の枠組みを含む政治体制を定めている。2017 年に下院の国政選挙及び新たに設置された州議会の選挙が行われた。国内外の監視団は、国政選挙は「おおむね公正に実施された」とみているが、ネパール選挙委員会 (Election Commission of Nepal : ECN) の業務は透明性を欠いていると述べる監視団もいた。

ネパール警察 (Nepal Police) は、ネパール全土の法執行及び秩序維持の責任を負う。武装警察隊 (Armed Police Force) はテロ活動との闘い、暴動及び治安妨害時の安全確保、自然災害時の救援、重要なインフラ、公務員及び国境の保護に責任を負う。ネパール警察及び武装警察隊は内務省 (Ministry of Home Affairs) に直属している。ネパール軍 (Nepali Army) は対外安全保障及び国際平和維持の責任を負うが、災害救援活動や自然保全活動など、一部の国内治安にも責任を負う。ネパール軍は国防省 (Ministry of Defense) に直属する。文民当局はネパール警察、武装警察隊及び軍隊に対する実質的な権限を維持している。複数の人権団体は治安部隊隊員による数件の虐待を記録している。

報告された重大な人権問題として、政府による超法規的殺害を含む、不法又は恣意的な殺害、政府による拷問、残虐で非人道的又は屈辱的な扱い、恣意的な拘禁、サイトの閉鎖と名誉毀損に関する刑法を含む表現、報道及びインターネットの自由の重大な制限、非政府組織 (NGO) を過剰に制限する法律を含む、平和的な集会の権利と結社の自由への介入、特にチベット族住民をはじめとする難民の移動の自由の制限、及び重大な汚職行為などが挙げられる。

政府は法律違反で告発される公務員及び治安部隊の捜査を行っているが、日常的に責任を追及しているわけではない。この数年間に抗議運動の統制における過度の武力行使で告発された治安部隊隊員は明確な責任を問われることがなく、内戦時代におけるほとんどの人権侵害加害者も同様に責任を問われていない。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員が恣意的若しくは不法な殺害を行ったとの報告が数件あった。国家人権委員会 (National Human Rights Commission : NHRC) と国務省 (Ministry of Home Affairs) は治安部隊による殺害が正当なものであったかどうかについて検討及び捜査する権限を有する。NHRC は行動を勧告し、その勧告に従わない者の氏名と機関を記録する権限を有する。司法長官 (Attorney General) は訴追する権限を有する。人権団体であるテライ人権擁護者同盟 (Terai Human Rights Defenders Alliance : THRDA) によると、2015～2020 年に報告された拘束中の死亡者 18 名中 12 名はダリット

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Dalit), マデシ (Madhesi) 又はその他の迫害されたコミュニティの構成員であった。

(2020 年) 6 月 10 日, ダリット・コミュニティの構成員であるシャンブ・サダ (Shambhu Sada) はダヌシャ (Dhanusha) 郡の警察で拘束中に死亡した。トラック運転手のサダは、女性をはねて死亡させる交通事故を起こした後、警察に出頭した。警察は死亡原因を自殺と記録したが、サダの家族とコミュニティは、警察がサダを殺害したか、身体的及び精神的な拷問によって自殺に追いやったと考えている。サダの義母は彼が死亡する 3 日前に訪問しており、サダは怯えた様子で命の危険を訴えていたと述べている。

(2020 年) 7 月 16 日, ネパール軍はチトワン国立公園 (Chitwan National Park) での略奪容疑で 24 歳のラジ・クマール・チェパン (Raj Kumar Chepan) と 6 人の友人を拘束した。彼らはその日のうちに釈放されたが、チェパンは帰宅時に身体的な不調を訴えた。チェパンの健康状態は悪化し、彼の家族とコミュニティが拘束中に受けたと主張する負傷のため (2020 年) 7 月 22 日に死亡した。軍はこの事案について調査し、検死解剖が行われた。

2019 年 6 月にサルラヒ (Sarlahi) 郡警察は、マオイスト派分裂政党のビプラブ (Biplav) の現地リーダーを殺害した。警察は、クマール・パウデル (Kumar Paudel) が警察に発砲した後、射殺したと報告した。人権 NGO であるアドボカシー・フォーラム (Advocacy Forum : AF) ネパールは、衝突は計画的に仕組まれた可能性があるとして報告し、NHRC は事件に関与した警察官 3 名を停職処分とし、改めて公平な捜査を実施することを勧告した。(2020 年) 2 月, パウデルの家族はサルラヒ警察, 続いて地区検察局 (District Attorney's office) に報告書を提出した。両機関とも同事案の登録を却下した。人権 NGO は家族が報告書を郵便で提出するための支援を行った。(2020 年) 9 月現在, 関与した警察官 3 名の停職処分を求める NHRC の勧告は実行されていない。

b. 失踪

法律は、強制失踪を正式に刑事犯罪と定めている。2020 年に政府当局による、又は政府当局を代行する失踪は報告されていない。

1996~2006 年の内戦中における行方不明者の大半はいまだ消息不明である。NHRC によると、802 件の失踪事件が未解決のまま、NHRC はその大半に政府主体が関与した可能性があるとして述べている。2020 年に新たに内戦時代の事件が 1 件登録された。(2020 年) 9 月現在, 政府は内戦時の失踪への関与で、現職又は前任のいかなる政府職員も起訴しておらず、NHRC が政府主体の関与による行方不明者と特定した 606 名の消息に関する情報も公表していない。NHRC の報告によると、内戦時に発生した未解決の失踪事件 150 件にマオイスト派が関与していると考えられている。(2020 年) 9 月上旬現在, 政府が失踪事件への関与で起訴したマオイスト派又は政府主体はいない。

強制失踪者調査委員会 (Commission of Investigation on Enforced Disappeared Persons : CIEDP) は 2017 年に 5 つのチームを結成し、内戦時代の被害者から申し立てられた失踪に関する苦情について調査を開始した。同委員会は以前に 3,197 件の事件を登録

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

し、2019年に任期が終了した初代委員長の下で最終的に2,512件について追跡調査した。(2020年)1月に新任の委員長が指名された。(2020年)8月現在、CIEDPは2,503件の調査を完了したと報告している。

人権団体は引き続き、CIEDPの不備について懸念を表明した。国際法律家委員会(International Commission of Jurists)によると、CIEDPの調査は、膨大な数の事案を処理するための人材と資金が十分でなく、捜査官の任命プロセスが不透明で、被害者と証人の秘密と安全を確保する対策が講じられていないということであった。

c. 拷問及びその他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法は拷問を禁止しており、法律は拷問を刑事犯罪とし、拷問の罰則を規定し、拷問の犠牲者への補償を規定している。

人権活動家及び法律専門家によると、警察は自白を強要するため、主に殴打による過酷な虐待を行っている。ネパールの人権団体、AFの報告によると、法執行機関職員は新型コロナウイルス感染症に対処する都市封鎖(ロックダウン)に違反した者に非人道的かつ品位を傷つける取扱いを行ったとのことである。違反者は炎天下で数時間拘束され、路上で腹筋運動、蛙飛び及び腹這いで進む行為を強要された。AF及びTHRDAは拷問及び虐待の年間発生件数は減少していると報告しているが、THRDAはネパール南部でこうした傾向は見られないと述べている。AFは警察が被拘禁者の予備健康診断を求める裁判所の要求に次第に従うようになっていると述べている。

AFの報告によると、2019年にインタビューした被拘禁者1,005名の19%が何らかの形態で虐待又は不当な扱いを受けたと報告した。この数値は女性(26.3%)と未成人の被拘禁者(24.5%)でさらに高かった。

Conduct in UN Field Missions のオンライン・ポータルによると、2018年4月に国連平和維持ミッションに派遣されたネパール人平和維持部隊隊員による性的搾取及び性的虐待の容疑が1件申し立てられている。申立ては、南スーダンの国連平和維持ミッションに派遣された部隊隊員1名に対し、2018年4月に発生した2名の児童への性的暴行及び性的暴行未遂への関与を主張するものであった。(2020年)9月現在、ネパール政府は同容疑について捜査中で、同事件は容疑者の特定を含め、未解決のままであった。

治安部隊に対する刑事免責は深刻な問題であった。AFとTHRDAの両組織は、拷問の被害者は警察及びその他の職員による脅し並びに報復のおそれから苦情を申し立てることを躊躇することが多いと主張している。加害者から圧力を受けて、被害者が和解に応じた場合もある。AF及びTHRDAによると、裁判所は特に医療記録など、信頼できる裏付け証拠がないため、虐待の申立ての多くを最終的に却下している。裁判所が損害賠償の裁定を下すか、警察に懲戒処分を命じた事案でも、判決が履行されることはまれである。内戦時に行われた拷問に関して刑事訴訟が提起された事案はなかった。

刑務所及び収容施設の状況

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人権団体によると、刑務所、特に未決囚収容施設は劣悪な状況にあり、国際基準を満たしていない。

物理的状況：刑務所は過密状態であった。司法長官府（Office of the Attorney General : OAG）は全国の刑務所の評価を行い、施設は収容定員の 150%の受刑者を収容していると報告した。AF は、収容施設の過密収容と劣悪な衛生状態が依然として深刻な問題だと述べている。OAG の報告によると、2~3 か所の例外を除き、ほとんどの刑務所及び収容施設は十分な窓と日差しがあり、換気がなされているとのことである。

一部の施設は未決囚収容者と既決囚とを一緒に収容している。未成年用収容施設が不足しているため、当局は未決拘禁児童を成人と一緒に収監することや、子どもが収監されている両親と一緒に刑務所内にとどまることを許可していた。

OAG の報告によると、OAG が監視した 31 か所の刑務所の受刑者には保健医療担当次席職員が配備されていたが、42 か所の収容施設又は未成年矯正施設には医療措置を行う指定の保健担当者がいなかった。法律により、子どもは刑務所ではなく、未成年矯正施設のみに収監しなければならないと定められている。AF によると、未成年者は成人拘禁者と一緒に監視されていることがある。障害者専用の施設はない。女性は別の施設に収容されているが、基本的な設備は整備されていない。

AF によると、一般的に被拘禁者の健康診断は形式的で、重篤な状態の被拘禁者に対して十分な治療が行われていない。AF の報告によると、ベッドが不足しているため床の上で睡眠をとる被拘禁者や、濾過されていない不衛生的な水や不十分な食事しか取れない被拘禁者がおり、多くの収容施設は換気、自然光、暖房及び寝具が劣悪な状況にある。

人権団体の報告によると、新型コロナウイルス感染症の検疫施設の多くは保健人口省（Ministry of Health and Population）のガイドラインを遵守していないとのことである。人権団体は、劣悪な衛生状態、医療の不足、輸送及び感染の危険性による死亡を報告している。社会的に疎外された集団に取り組む NGO の報告によると、インドから帰国したあるダリットの移民労働者が検疫施設で下痢を発症した。この男性は症状が悪化し続け、州立病院に移送されたが、新型コロナウイルス感染症の検査で陰性が証明されるまで適切な治療が受けられなかった。

運営：OAG を含む当局は、不当な扱いの申立てに対する調査を実施した。被拘禁者には家族の面会を受ける法的な権利が認められているが、家族が受刑者に面会可能かどうかは刑務所によって異なる。

独立的監視：政府は OAG, NHRC のほか、被告人弁護士による刑務所及び未決囚収容施設への訪問をおおむね許可している。THRDA 及び AF は、被拘禁者との面会や収容施設への訪問が国連や国際機関を含む独立系の人権監視団には許可される一方で、両団体や他のいくつかの NGO は拒否されることが多いと報告している。報道機関は、刑務所や収容施設への立ち入りが認められていない。NHRC は、政府に措置を求めることができるが、当局はこうした要求を却下することが多い。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、恣意的な逮捕及び拘禁を禁じているが、2020年に治安部隊による恣意的な逮捕が報告されている。人権団体は、警察が24時間の拘禁権限を乱用し、場合によっては被拘禁者に弁護士との接見、食事及び医療措置を認めず、又は不適切な施設において違法拘禁していると主張している。法律は、いかなる人も自らの逮捕又は拘禁の違法性を裁判所に訴える権利を定めている。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

法律は、治安及び麻薬違反容疑に関わる事案又は犯罪の刑罰が禁錮3年より重い事案を除き、当局は逮捕令状を取得し、逮捕から（移動時間を含まず）24時間以内に被疑者を法廷に出廷させなければならないと定めている。

裁判所が拘禁を支持する場合、法律により、警察は通常、捜査を完了し、刑事訴追を行うまで、被疑者を最長25日間拘束する権限を有する。特別な事案ではこの期間が延長される。麻薬取引違反容疑の場合、被疑者を3か月間拘束することができる。組織犯罪が疑われる行為の場合は60日間、汚職行為容疑の場合は6か月間の拘禁が認められる。人権監視団は、法律が現地自治体に過剰な裁量権を与えていると懸念を表明している。憲法は、被疑者が起訴前であっても国選弁護士又は拘禁者の選択した弁護士と接見する権利を認めている。自ら弁護士を雇うことができる被疑者はほとんどおらず、司法制度は窮乏する被疑者に無償で有能な弁護士を提供する十分な資金を配分されていない。しかし、刑法違反容疑の限られた数の被拘禁者に無償の法律サービスを提供する独立系団体がいくつかある。

当局は、弁護士による拘禁中の被疑者への接見を拒否することがしばしばあった。保釈制度は定められており、被疑者は保釈金を現金で収める方法と、財産を担保として裁判所に提供する方法のいずれかを選択することができる。被拘禁者が誓約保証金（保釈金ではない）で釈放されない場合、被疑者の出廷を確保するための、保釈制度に代わる方法はない。

恣意的な逮捕：人権 NGO のインフォーマル・セクター・サービス・センター（Informal Sector Service Center : INSEC）は（2020年）1月以降、119件の恣意的な逮捕（しかるべき時に逮捕令状が提示されない）の事案を記録した。INSECは、前年の234件から減少したのは新型コロナウイルス感染症のためであると述べている。

公判前の拘禁：拘禁期間は受刑者の受ける判決によるが、いかなる者も有罪判決を受けた場合に科される刑期を超える期間にわたり拘束することはできない。

法律に基づき、治安部隊は国内の治安及び安寧、他国との友好関係、又は異なるカースト若しくは宗教集団の国民の間に関係を脅かす嫌疑をかけられた人物を拘束することができる。政府は、拘禁が法律の要件に準拠している場合に限り、犯罪を特定することなく、12か月間にわたって予防的拘禁により被疑者を拘禁することができる。同法による予防的拘禁において、裁判所は実質的な法的役割を果たさない。

人権団体によると、被拘禁者が法律で定める24時間の期限を大幅に過ぎた後に司法当局に出廷することがあったが、これは警察の不法な扱いによる負傷を治癒させるためであったとされている。AFの推定によると、逮捕から24時間以内に司法当局に出廷しなかった被拘禁者の比率は2018年には14%で、2015年の41%から減少した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

THRDA は、警察が被拘禁者を裁判所に出廷させる準備ができた時点で初めて被拘禁者の氏名を登録することにより、24 時間の要件を回避することが頻繁にあると述べている。

e. 公正な公判の否定

憲法及び法律は司法の独立を定めているが、裁判所は政治的な圧力、収賄及び脅迫に対して依然として脆弱である。

裁判手続

法律は、弁護士依頼権、法の下での平等な保護、二重の危険からの保護、法の遡及適用からの保護、公開裁判及び自身の審理に出廷する権利を定めている。これらの権利はおおむね尊重されているが、弁護士依頼権と自身の審理に出廷する権利は例外で、無視されることがあった。人身売買及び麻薬取引など、起訴状で一見自明の犯罪行為が証明された場合に被疑者が立証責任を負う一部の事案を除き、被疑者は推定無罪を受ける。被拘禁者は、法律により、法定代理権及び裁判所が任命する弁護士、国選弁護人を与えられる権利、又は民間の弁護人を付ける権利を有する。政府は、困窮する被拘禁者に国選弁護人を提供するが、被疑者からの要請があった場合に限られる。したがって、自身の権利を知らない人、特に「カーストの下位層」及び一部の民族集団に属する人は法定代理権を剥奪されるおそれがある。被告弁護人は、弁護の準備時間が十分でないと報告している。2016 年最高裁判所指令は、裁判所がネパール語を話さない被疑者に無料の通訳サービスを提供することを命じており、様々な言語に対応する通訳の利用が可能であった。被告弁護人は、原告を反対尋問することができる。下級裁判所の判決は、無罪判決を含めて全て上訴することができる。最高裁判所は最終審裁判所である。

軍事裁判所は、軍職員に民間人と同じ基本的権利を定める軍法に従い、軍職員が関わる事案を裁定する。法律は、強姦又は殺人で告発された兵士を、訴追のために文民当局に移送することを義務付けている。通常の場合において、陸軍は軍の司法制度に基づいて兵士に対して申し立てられたその他の刑事事件を全て訴追する。にもかかわらず、ネパール軍は真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission : TRC) 及び CIEDP に積極的に協力する意向であることを政府に伝えている。軍事裁判所は、たとえ兵役に関わる犯罪であっても、民間人の犯罪を裁くことはできない。こうした事案は一般法廷で扱われる。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

政治犯又は被拘禁者の報告はない。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人又は組織は、人権侵害について国内の裁判所に救済を求めることができる。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、私生活、家族関係、家庭生活及び通信に関する恣意的な干渉を禁じており、政府がこれらの規定の遵守を怠ったという報告はない。

法律は、犯罪が行われたと確信する相当な根拠がある場合、警察が令状なしに捜索や押収を行うことを認めているが、2人以上の「良心的な」人物が立ち会っている場合に限り、捜索を行うことができる。警察官は、容疑者が重要な証拠を持っていると考える妥当な根拠がある場合、捜査を行うために別の警察官を求める書面による要請を提出しなければならない。また警部補補佐以上の階級を有する警察官を立ち合わせなければならない。一部の法律専門家は、令状手続から検察官及び判事を除外することで、警察の裁量権乱用をチェックすることが比較的難しくなると主張している。

第2節 市民的自由の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律は、言論と報道の自由を定めており、政府はこの権利をおおむね尊重しているが、ジャーナリスト、NGO及び政治活動家は、政府を批判するジャーナリストや通信社を脅迫することによって政府が報道の自由を制限していると述べている。人権派弁護士及び一部のジャーナリストは、憲法並びに法律により、政府は曖昧かつ乱用されやすいと思われる方法で言論及び報道の自由を制限することが可能であると述べている。例えば、憲法は言論と報道の自由を奪う法律を制定することができる状況をいくつか挙げている。そうした状況には、「連邦政府機関の協調的關係を損なう」行為や国家安全保障を損なう外国又は外国組織を支援する行為などが含まれる。憲法は、「公衆の健康、良識及び道徳心に反する」行為又は「公法及び治安状況を阻害する」いかなる行為も禁じている。

言論の自由：国民は一般的に自身の意見を自由に述べることができると考えており、制限を受けることなく批判的な意見を印刷物及び電子メディアでしばしば表明する。政府は引き続き、カトマンズのチベット族が文化的に重要なイベントを祝うことを阻止しようとする試みることによって、同族コミュニティのメンバーの表現の自由を制限した（第2節b項を参照のこと）。

オンライン・メディアを含む報道及びメディアの自由：独立系報道機関は、制限を受けることなく活発に活動し、幅広く意見を表明しているが、報道によるとオンラインで報道されるニュース記事をめぐるサイバー犯罪で逮捕及び起訴されたジャーナリストの数が新たな課題となっている。法律に基づき、ソーシャル・メディア又はその他のオンライン・サイトで政府高官について辛辣なコメントをしたいかなる者も「サイバー犯罪」容疑で起訴される可能性がある。報道によると、数名の編集者及びジャーナリストは警察又は政府職員による脅迫に直面しており、法規制の曖昧な規定がジャーナリストによる自己検閲を増加させる要因となっていると報告している。

ジャーナリストは、外国企業への賄賂要求が報じられる中で（2020年）2月に辞任した元通信・情報技術大臣、ゴクル・プラサード・バスコタ（Gokul Prasad Baskota）の標的にされていたと主張している。同氏はジャーナリストを頻繁に批判し、言論の自由を制限する法律を支持していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

暴力と嫌がらせ：ネパール人ジャーナリスト連盟（Federation of Nepali Journalists : FNJ）によると、政府が政策と法的制限の改善を誓約しているにもかかわらず、報道の自由の乱用が多数発生し、政府は報道の安全と独立を維持するために十分な取組を行わなかった。(2020年)4月27日に *Kayakairan Media* のジャーナリスト、ビノード・バブ・リジャル (Binod Babu Rijyal) 及びラジオ・トリベニ (Radio Triveni) のアージュン・アディカリ (Arjun Adhikari) は新型コロナウイルス感染症による都市封鎖のニュース報道のために写真を撮影しているときに交通警察 (Traffic Police) に拘束された。警察はジャーナリストのスマートフォンを押収し、両者を検疫施設に1時間拘束した。

政府は、財政上の不正行為を暴露するニュース報道を抑え込もうとした。ジャーナリストは、汚職に関する捜査報道に対して政府職員から漠然とした脅迫を受け続けていると述べている。ジャーナリストに対する攻撃事件も発生した。(2020年)2月に *Hamrakura.com* の編集主幹であるアジャヤバブ・シワコチ (Ajayababu Shiwakoti) はバスコタ大臣の汚職への関与 (第4節を参照のこと) に関するニュースを報道したこと
から脅迫を受け、身元不明の人物によって住居が監視された。

検閲又は内容の規制：憲法は、電子的手段によるものも含め、印刷、出版又は放送の題材に対する事前の検閲を禁じている。憲法はまた、政府は報道ライセンスの取り消し、報道機関の閉鎖、又は印刷、出版若しくは放送の内容に基づいて題材を押収してはならないと定めている。しかし、憲法は「ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は連邦機関の間の協調的關係若しくは異なるカースト、部族、宗教又はコミュニティ間の協調的關係を侵害するおそれのある」行為又は誘引に対して、上記の権利の「合理的な制限」も定めている。反逆、名誉毀損又は法廷侮辱罪に相当する発言も禁じている。

ジャーナリスト及び NGO によると、法律は公人に関する報道など、通常の報道活動を刑事犯罪と定め、報道機関による自主検閲を大幅に増加させる要因となっている。報道に携わるプロフェッショナルは、政府による報道を規制する法律の制定を可能にする憲法の追加的条項に懸念を表明している。例えば、法律は憲法の文言と比較して、表現の自由の制限範囲を国家安全保障及び治安維持まで拡大し、名誉毀損を刑事犯罪と定義している。FNJ は、かかる法律が報道機関の閉鎖又は登録抹消に利用されるおそれがあると主張している。憲法は、虚偽の題材の公表及び流布も報道の自由に法的制限を課す根拠としている。しかし、報道の専門家は、こうした規定が報道機関に対して執行されたことはない
と報告している。

法律上、国営放送局を含め、報道機関は全て、政府の直接支配、自己検閲につながることもある間接的な政治的影響から独立して業務を運営している。

中傷・名誉毀損法：(2020年)4月22日、ネパール警察はソーシャル・メディアへの投稿によって政府及び閣僚を中傷した容疑で元政府秘書官のビーム・ウパデアエ (Bhim Upadhyay) を逮捕した。同氏は後に保釈された。(2020年)4月30日、ソーシャル・メディアによって前首相でネパール共産党 (Communist Party of Nepal) 党首のプシュパ・カマル・ダハル (Pushpa Kamal Dahal) を批判した容疑でラジオ・ネパール (Radio Nepal) のジャーナリスト兼取締役のディパック・パターク (Dipak Pathak) が逮捕された。パタークは名誉毀損で収監されたが、後に釈放された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

インターネットの自由

当局が、ソーシャル・メディアに投稿された題材に対し、法律に基づいて措置を講じた事案が数件発生した。法律は、「公衆道徳又は良識ある行動に反する」可能性のある題材、「憎悪又は嫉妬を拡散する」可能性のある題材、若しくは「協調的な関係を損なう」可能性のある題材を電子形態で公表することを禁じている。政府は2017年に、国内を拠点とする全てのオンライン・ニュース及び意見ウェブサイトに登録を義務付ける修正オンライン・メディア業務指令を公布した。この指令は、コンテンツに「信頼すべき情報筋」がない場合、コンテンツが「誤解」を招くものである場合、又は国際関係に悪影響を及ぼす場合は、コンテンツを根拠にウェブサイトを遮断する権限を政府に認めている。政府は、ネパールの国家主権、領土の保全、国民性又は友好関係を脅かすコンテンツを遮断する権限も有する。オンラインでの扇動、名誉毀損、法廷侮辱、又は猥褻かつ非道徳的なコンテンツも遮断される可能性がある。新しい指令は、サイトの付加価値税又は納税者番号の登録証明書のコピーを義務付けるなど、オンライン・プラットフォームの登録、ライセンス更新、コンテンツ作成規定をより複雑にしている。更新は、オンライン・プラットフォームが毎年、最新の人材及び給与記録を提示することを義務付けている。FNJは、指令の曖昧な文言は政府にオンライン・コンテンツを検閲する権限を認めるものと懸念を示している。

自主性と独立性が認められた報道規制団体であるネパール・プレス評議会（Press Council Nepal）は（2020年）4月に、民衆のパニックを引き起こしたとされる新型コロナウイルスに関する偽情報の流布に関して、37のオンライン・メディア配信機関に説明を要求した。

学問の自由及び文化的イベント

法律は、文化的イベントを開催する自由を認めている。チベット族コミュニティのイベントが制約を受けた以外は、学問の自由又は文化的イベントに対する政府の制約はなかった（第2節b項を参照のこと）。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律は集会及び結社の自由を定めているが、政府は集会及び結社の自由を制限することがあった。

平和的集会の自由

国民及び合法的な居住者については集会の自由がおおむね尊重されているが、若干の制限もあった。大規模な公開行事の開催には政府の許可を取得する必要がある。法律は、デモ又は暴動が平和を妨害する可能性がある場合、郡長官に外出禁止令を発動する権限を認めている。

政府は依然としてカトマンズのチベット族コミュニティの構成員がダライ・ラマ生誕日など、文化的に重要な特定行事の公の祝祭の要請を却下したり、チベット民族蜂起記念日やチベット民主化記念日など、文化的に重要な行事の私的な祝祭を監視するため、大勢の警察官をチベット族居住地に配備することによって、同族コミュニ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ティーの構成員の結社及び平和的な集会の自由を制限した。政府はこうした行動を正当化する理由として、パンデミックに関連した大規模集会の制限を挙げた。

(2020年)6月と7月に独立系青年グループが、政府の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックへの対応に対する一連の抗議活動を行った。「Enough is Enough (もううんざりだ)」というタイトルを掲げたキャンペーンで、抗議者は物理的距離を保った座り込み及びハンガー・ストライキを行い、パンデミックへの効果的な対応を要求した。警察は警棒や放水銃などの武力を行使して抗議者を追い散らし、数名を逮捕した。

結社の自由

法律は、結社の自由を定めており、政府はこの権利をおおむね尊重した。しかし、NGOによると、現行の法的枠組みは市民社会の独立性を十分に認めておらず、政府が過度な裁量を行使する余地がある。また、市民社会団体(CSO)の登録手続は制約があり、煩雑で、政府は登録を拒否する大きな裁量を持ち、登録当局によって要件がまちまちで、場当たりの現行法に明記されていない文書を要求する組織もあると述べている。

さらに法律により、政府は団体に指示を与え、指示に従うことを拒否した場合、団体を解散させる権限が認められている。CSOが外国又は政府のリソースを受ける場合は、CSOの監督責任を持つ政府機関である社会福祉協議会(Social Welfare Council)に別途、追加的な承認を求めなければならない。同協議会は、擁護活動に重点を置くCSOに少なくとも予算の80%をハードウェア又は有形の開発物に配分することを義務付け、不当な制約を課している。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report)」(<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>)を参照のこと。

d. 移動の自由

法律は、国内での移動の自由が法的に制限されているほぼ全ての難民を除き、国内の移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由を定めている。難民に対する移動の自由の制限には偏りがある。

国内移動：政府は20年以上にわたって、チベット族難民に個人の身分証明書を発行しておらず、かかる難民の大多数は、警察の検問所又は警察の検問時に必要な書類を提示する手段がないままである。検問所で警察から嫌がらせを受けたり、追い返されたりしたと報告する難民もいる。政府は、不正な移民とみなす、様々な国籍の都市難民の移動も制限している(第2節f項を参照のこと)。

海外渡航：女性を海外での就労における人身売買又は虐待から守る取組として、政府は家事労働のための女性の海外渡航の最低年齢を24歳に維持した。NGO及び人権活動家は、インドとの国境の非正規の経路を通じて移住せざるを得なくなった女性もお

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

り、人身売買の危険性を高めているとして、この年齢制限は差別的かつ非生産的であるとみている。

e. 国内避難民（IDP）の状態と扱い

2015年に発生した地震及びその余震によって、数百万人が住居を失った。国内避難民監視センター（Internal Displacement Monitoring Center）によると、2019年の自然災害で29,000人が住居を失った。

地震の被害を受けたIDPの多くは、地震発生時に土地の所有権を持っておらず、不法に占拠していたため、キャンプ又は非公式な居住地区にとどまっている。自宅が地震による地滑り発生率の高い地域にあるか、地滑りで破壊されたためにとどまっている人もいる。政府はかかる人々の安全かつ自発的な帰還を促し、支援策を策定した。

政府とマオイストは、10年にわたる内戦の後、内戦によって居住場所を追われたIDPの安全かつ尊厳ある自発的な帰還を支援することで合意したが、この合意は完全には実施されていない。平和復興省（Ministry of Peace and Reconstruction）の推計によると、1996年から2006年までに居住場所を失った人は78,700人に上るが、そのうち50,000人は元の居住場所に帰還する意思又は能力がないとみられる。その理由は、土地及び不動産の問題が未解決であること、市民権又は所有の証明書がないこと、マオイストが内戦時にIDPから没収した土地は土地を所有しない農民若しくは小作農に売却又は譲渡されることが多いため、安全上の懸念があることなどである。

政府は、内戦時代のIDPに対する復興及び自発的帰還の支援策を提供した。依然として難民状況にある人の多くは、大半が河川沿いの国有地の不法占拠者として、又は土地を所有していない集団と共に、地域に溶け込み、都市部に住むことを望んでいる。公的サービスが利用できないこと、及び生活支援が提供されていないこともIDPの帰還を妨げている。

f. 難民の保護

政府は、国連難民高等弁務官事務所（UN High Commissioner for Refugees : UNHCR）及びその他の人道的活動組織と協力して、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、その他上記以外の懸念のある者に保護と支援を提供している。

庇護へのアクセス：法律は、個人の難民又は庇護の申請の決定、若しくは難民の保護の包括的な法的枠組みを規定していない。政府はチベット族及びブータン人のみを難民として認定し、約700名のその他の国籍の難民及び亡命希望者を不正移住者とみなしている。政府は引き続き、特定のブータン人難民の外国への再定住を支援したが、第三国への再定住のために受け入れたその他の難民に出国許可を付与する前に不法滞在に対する多額の罰金の支払を求めている。政府は、1990年以降にネパールに入国したチベット族を難民として認めていない。1990年以降に到着したチベット族の大半はその後、インドに移住したが、ネパール内にとどまっている人数は不明である。政府は、1995年以降、チベット族難民に難民証明書を発行していない。UNHCRの推計によると、1995年に16歳未満の若者又は1995年以降に生まれた者全てを含む、チベット族難民居住者約12,000人の4分の3は証明書を発行されていない。政府が登録に反対しているため、この推計値は修正されていない。UNHCRの報告によると、パキス

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

タン人、ミャンマー人、アフガニスタン人、スリランカ人、バングラデシュ人、ソマリア人、イラン人及びイラク人を含む、他国からの難民 578 名と亡命希望者 60 名が国内に居住している。こうしたグループについて、UNHCR が難民と認めても、政府は依然として難民に認定することを拒否している。

移動の自由：政府は、ネパール東部に残る 2 か所の難民キャンプに居住し、ブータン居住権又は市民権の請求を主張している約 6,500 人の難民の移動及び就労の自由を公式に制限しているが、かかる制限はこれらの難民に対してほとんど実行されていない。中国が 2008 年にネパールとの国境沿いの警備を強化し、チベット族の国内での移動の自由の制限を厳格化して以降、ネパールを通過するチベット族の数は大幅に減少した。UNHCR の報告によると、2017 年にネパールを通過したチベット族は 53 人、2018 年は 37 人、2019 年は 23 人、2020 は 9 月現在で 5 人であった。2020 年に新型コロナウイルス感染症によって国境が封鎖されたことにより、ネパールとインドの間の移動が制限された。ネパールに居住し、難民証明書を所持するチベット族は、出国するための渡航書類を申請する資格を有するが、法的手続は困難で、多額の費用を要し、不透明であることが多く、通常、渡航書類の有効期限は 1 年、1 回の旅行に限り有効である。2016 年政府指令により、郡長官は、過去に渡航書類を交付されたことのあるチベット族には、証人及び警察の書簡を必要とする検証過程を省略することが可能となった。政府が難民として認めていない個人は、UNHCR の認定を受けていても、不法滞在 1 日当たりの罰金を科され、出国許可の取得のために多額の裁量的罰則が科される。政府は、ネパール政府が登録し、再定住又は本国帰還が予定されている難民にかかる罰金を支払わずに出国許可を取得することを可能にする政策を維持した。

雇用：チベット族難民は公式に就労する権利を否定されていた。

基本的サービスへのアクセス：ネパールに居住するチベット族難民、特に 1990 年以降に入国したか、1995 年以降に 16 歳になったチベット族難民の大半は証明書を所持しておらず、ネパールで出生した子どもも所持していない。難民資格を認定された者も、ネパールに滞在する権利以外の法的権利を付与されていない。ネパールで出生し、法的地位を有するチベット族の子どもは証明書を持たないことが多い。政府は、NGO が国内に居住するチベット族に初等教育及び中等教育を行うことを許可している。チベット族難民は、公立又は私立の教育機関で高等教育を受ける権利を持っていない。法律上、営業許可、運転免許証の取得、銀行口座の開設、又は財産の保有を行うことができない。依然として出生、結婚及び死亡の登録を行うことが困難な難民もいる。チベット族コミュニティの中には、かかるサービスを得るために賄賂を使う者もいる。

政府は、UNHCR が都市の難民にある程度の教育、保健及び生活サービスを提供することを許可しているが、かかる難民には法律上、公的教育及び就労の権利が認められていない。特に、政府はブータンの居住権又は市民権を請求する難民約 6,500 人に対して就労又は公的教育若しくは公的医療機関の利用を認めていないが、以前に UNHCR がキャンプ内で難民に対して同様の教育及び保健サービスを無料で提供することを許可した。2020 年には新たにブータン人児童に公立学校への通学を臨時に許可した地方自治体がいくつかあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

恒久的解決策：政府は、現地への融合を恒久的解決策として規定していない。政府は 2007 年以降、113,000 人以上のブータン人難民に第三国への再定住を許可した。

g. 無国籍者

市民権証明書を持っていない者は 630 万人と推定されるが、その大半は現地法に基づき、市民権を取得する資格を有していると思われる。市民権証明書は 16 歳になると発行され、有権者登録、婚姻又は出生登録、土地の売買、専門職試験の受験、銀行口座開設又は信用貸しの利用及び国家社会給付金の受領に必要とされる。

市民権について定める憲法の条項、法律及び規制は、女性が子どもに市民権を継承する能力を制限し（第 6 節の「差別」「女性」を参照のこと）、無国籍者を生む原因となっている。市民権証明書を所持していない人を支援する NGO によると、地方自治体は女性が市民権資格を有していることを女性の男性親族が宣誓するなど、家父長的な要件を維持しており、そうした措置が市民権証明書を取得しようとする試みの障害となっているとのことである。

無国籍者は、就労、教育、住宅、保健医療サービス、婚姻及び出生登録、身分証明書、裁判及び訴訟手続の利用、移住機会、土地並びに財産所有権、地震救済復興プログラムの利用で差別を受けている。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は、国民は自由かつ公正な定期的選挙において、普遍的かつ平等な参政権に基づく、無記名投票を行うことにより政府を選ぶことができると定めている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：政府は、国会議員、州議会議員及び地方議員選挙を 2017 年中に 5 段階で実施した。国際監視団によると、これらの国会議員及び州議会議員選挙は、数件の暴力事件、透明性の著しい欠如や ECN による十分な有権者教育の欠如など、実施及び運営上の問題が選挙の進行に影響を及ぼしたものの、おおむね適正に実施された。国内監視団によると、選挙は自由、公正かつ平和的に行われ、投票率は高かった。しかし、警察による個人の殺害が 3 件報告され、政党間の衝突又は攻撃、破壊行為、小型簡易爆発物、偽物の爆弾について散発的に報告された。

女性及びマイノリティー集団構成員の参加：いかなる法律も、女性又はマイノリティー集団構成員の政治プロセスへの参加を制限しておらず、彼らは実際に地方、州及び国政選挙に参加している。憲法は、全ての国の機関に女性をその割合に応じて組み入れることを定めており、連邦議会及び州議会議員全体のうち 3 分の 1 を女性に割り当てている。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の活動家は、この割当義務はノンバイナリーの候補を公職選挙立候補者から排除していると主張した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、公務員の汚職に刑事罰を定めているが、政府はこの法律を効果的に実施していない。汚職行為をした公務員が罰則を免除される場合があり、2020年に政府職員が汚職が報告されている。報道によると、政府の新型コロナウイルス感染症対策に関して多数の調達の不正行為及び汚職が疑われる事案が発生した。

汚職：権限乱用調査委員会（Commission for the Investigations of Abuse of Authority：CIAA）は、ゴクル・バスコタ通信大臣が（2020年）2月にセキュリティ機能搭載の印刷機の購入に際してスイス企業の代理人に7億ルピー（590万ドル）の賄賂を要求する電話の会話が報道機関から漏洩された後、同氏に対する捜査を行った。バスコタは捜査を受けるために辞任したが、収賄について話し合ったスイス企業の代理人、ビジャイ・プラカーシュ・ミシュラ（Bijay Prakash Mishra）を最高裁判所とCIAAに提訴した。（2020年）9月現在、捜査は続いている。

CIAAは2018年に捜査範囲を広げ、組織的で悪質なコスト削減の対象となることがよくある、公共インフラに使用される素材の質を判定するため、土木研究所を捜査対象に含めた。2020年に59件のおとり捜査を実施し、88人の公務員の逮捕につながった。

過去数年そうであったように、政党と関係のある学生及び労働者集団は、学校並びに企業からの拠出金を要求した。汚職は依然としてネパール警察及び武装警察隊に見られる問題である。

資産公開：公務員は資産公開法の対象とされており、大多数の公務員がかかる要件を遵守している。資産公開が義務付けられているにもかかわらず、資産公開を監視し、一般公開する任務を担う機関である国家警戒センター（National Vigilance Center）は通常、政府職員の氏名と資産公開を公表していない。政府職員は、情報権利法（Right to Information Act）に基づいて訴訟を提起された場合は、情報開示を行わなければならない。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び海外の様々な人権団体は一般的に政府に制約されることなく活動し、人権事案に関する調査並びに調査結果の公表を行っている。政府職員はNGOの調査におおむね協力的であるが、政府は一部の国際NGOに対して、ビザ取得手続を複雑にし、資産管理書類の署名を強制するなどして、行政手続上の負担を課している。一部のNGO、特に宗教的要素を持つNGOは、地域の公務員に権限が移譲された後、官僚的な制約が激しくなると報告している。

政府の人権機関：NHRCは虐待の申立てについて調査しているが、職員の不足（（2020年）8月現在、309のポストのうち85が欠員状態）及び機能の制限により、一部の活動家はNHRCを非効率的かつ十分な独立性がない組織とみなしている。NHRCは、政府がNHRCの勧告を全面的に実施せず、刑事免責を助長していると主張している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

NHRC は、2000 年の設立以降、1,197 件の事案（(2020 年) 8 月現在）の起訴及び補償について勧告を行ったと述べている。このうち 4 分の 3 以上が内戦時代の事件に関わるものである。(2020 年) 10 月 15 日に NHRC は 286 人の人権侵害加害者を列挙した報告書を発表した。同報告書は、元陸軍参謀長のピヤル・ジュング・タパ (Pyar Jung Thapa)、元内務省秘書官のナラヤン・ゴパル・マレゴ (Narayan Gopal Malego)、元ネパール警察本部長のクーバー・シン・ラナ (Kuber Singh Rana) など、過去 20 年間に重大な人権侵害に関与した元政府高官及び治安部隊隊員を特定している。

ネパール警察と武装警察隊はそれぞれ人権部門 (Human Rights Cell : HRC) を設置し、ネパール軍は人権局 (human rights directorate : HRD) を設けている。ネパール軍の HRD とネパール警察の HRC には独立した捜査権限が認められている。複数の人権 NGO によると、ネパール軍の捜査は完全に透明性のあるものではなかった。

2020 年に政府と司法機関は、内戦時代にネパール軍、ネパール警察、武装警察隊及びマオイスト派政党が行った人権侵害及び人道法違反に十分に対処していない。

ネパールの暫定司法機構である CIEDP と TRC の 2 つの機関への完全な自主性の導入及び付与に大幅な遅れが生じている。人権専門家は引き続き、両機構とも捜査又は報告に大きな進展は見られないと報告している。政府は (2020 年) 1 月に TRC 及び CIEDP に移行期の司法手続の残務を 2 年以内に完了させる任務を負う長官を任命した。

現地の人権擁護団体は、様々な法律上の不備がネパールにおける包括的かつ信頼性の高い移行期の司法手続の障害になっていると述べている。例えば、法律は拷問又は強制失踪を遡及的に刑法上の犯罪と認めることはなく、強姦の出訴期間をわずか 180 日間としている。

さらに、戦争犯罪又は人道に対する罪について、憲法はネパールが締約国である条約を法律として認めているが、法律では明確に認めていない。専門家は、議会が最高裁判所の判決を履行しなかった数々の事案も挙げている。例えば、裁判所は 2015 年の判決において、重罪に対する恩赦を勧告する裁量的権限を委員会に付与する法律の規定を無効とし、その理由として恩赦は当時の暫定憲法及び国際的義務に違反すると述べた。最高裁判所は (2020 年) 4 月 26 日に 2015 年の判決見直しを求める政府の申立てを却下した。(2020 年) 8 月現在、連邦議会は最高裁判所の判決及び国際基準に沿った法律の改正を行っていない。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は、配偶者による強姦も含め、違法であり、犠牲者の年齢に応じて 5 年以上 15 年以下の禁錮刑が科される。法律はまた、輪姦、妊婦の強姦、女性障害者の強姦事案に禁錮刑の刑期を 5 年追加することを義務付けている。被害者への補償は、精神的及び身体的な虐待の程度によって決まる。ネパールの強姦の定義には男性被害者は含まれていない。男性被害者は「不自然な」性

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

犯罪に関する刑法に基づいて提訴することができる。最高刑は 3 年以下の禁錮刑及び罰金である。

報告された強姦のほとんどの事案について、警察及び裁判所は迅速に対処しているが、注目を引いた数件の事案では、政府が強姦被害者に対して正当な対応をしなかったことが明らかになった。(2020 年) 5 月、ルーパンデヒ (Rupandehi) 郡デーヴァダハ (Devdaha) 地区で 13 歳のダリットの少女、アンジラ・パシ (Angira Pasi) が非ダリットの 25 歳の男性、ビレンダ・バハール (Birenda Bhar) に強姦された。地区の指導者を含む村民は、強姦されたことによりパシは結婚には適さないとみなし、バハールと結婚すべきと決定した。結婚後、バハールの母親はパシが家の中に入ることを拒否し、彼女を殴打した。バハールはパシを近所の小川につれていき、数時間後パシは、彼女の親族によると、身動きできないような方法で吊り下げられている状態で発見された。バハールの家族はこの事件を内密にするために 200,000 ルピー (1,690 ドル) を支払い、警察は当初、事件の登録を拒んでいた。この事件に NHRC と国民の注目が集まったことから、警察はバハール、彼の母親及び叔母を拘束した。

2018 年 7 月、カンチャンプール (Kanchanpur) 郡で 13 歳のニルマラ・パンタ (Nirmala Panta) が強姦されて殺害された。警察の対応を審査した政府の諮問機関は、捜査官が重大な過失を犯し、事件の重要な証拠を隠滅したことを明らかにした。2019 年 3 月に地方裁判所は、警察官 8 名を証拠改竄で告発した。カンチャンプール地方裁判所は (2020 年) 7 月 30 日に、ディリラジ・ビスタ (Dilliraj Bista) 元警察本部長を含む、これら 8 名に対し、拷問及び有罪を示す証拠に関して無罪を言い渡した。人権団体は、カトマンズを拠点とする弁護士が新型コロナウイルス感染症による航空機での移動制限のため、犠牲者の遺族が審理の延期を要求していると主張していることを含め、裁判に至るまでの不規則さを指摘した。裁判所は政府の都市封鎖が終了したと述べ、審理を継続した。

カトマンズ以外の人権活動家は、警察が強姦事件を含む、ジェンダーに基づく暴力事件の登録を頻繁に拒否することに懸念を表明した。これらの団体の報告によると、警察は紛争の解決に刑事捜査よりも仲裁を望むことがよくある。2019 年 10 月に、連邦議会議長のクリシュナ・バハドール・マハラ (Krishna Bahadur Mahara) は強姦容疑により、オリ (Ori) 首相と与党ネパール共産党の要請を受けて辞任した。(2020 年) 2 月 16 日、カトマンズ地方裁判所は証拠不十分でマハラに無罪を言い渡した。

女性及び女兒に対するドメスティック・バイオレンスは依然として深刻な問題である。NGO の報告によると、児童婚並びに強制結婚を含む女性及び女兒に対する暴力は、男性と比べた場合の女性の健康不良、不安定な生活、及び不十分な社会的流動性の主な要因の 1 つであり、貧困の世代間連鎖に寄与している。法律は、ドメスティック・バイオレンスの訴えに対して、和解に重点を置いた仲裁による解決を認めている。通常、当局は法律に基づき、仲裁が失敗に終わった場合のみ、訴追する。

ネパール警察は、国内 77 郡それぞれに女性担当官を配属した女性担当室を設置し、女性及び女兒が警察に犯罪を通報しやすくしている。女性・子ども・高齢者サービス管理局長 (Women, Children and Senior Citizens Service Directors) によると、国内 77 郡全てに配置した 233 か所の女性担当室は全て稼働している。NGO は、改善は見られるものの、ドメスティック・バイオレンスと人身売買の被害者に対応する人材と訓練が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

十分ではないと述べている。警察のガイドラインは、職員にドメスティック・バイオレンスを刑事犯罪として扱うことを求めているが、差別的態度の定着により、女性担当室以外でこのガイドラインを実行することは難しい。

政府は、17 の郡にサービス・センター、8 つの郡に社会復帰センター、17 の郡にジェンダーに基づく暴力の被害者治療、保護及び心理社会的支援並びに法律扶助を与えるための、病院を主体とするワンストップ危機管理センターを維持している。ジェンダー専門家によると、サービス・センターは警察、NHRC、国家女性委員会、郡長官、地方自治体、コミュニティー調停センター及び女性や女兒に対する暴力に取り組む NGO 間の連携促進に寄与している。

その他の有害な伝統的慣行：憲法は、宗教、社会又は文化的伝統に基づく女性に対する暴力又は抑圧を刑事犯罪と定め、被害者に補償を受ける権利を付与している。刑法は、持参金を支払う慣行を違法とし、罰金又は 3 年以下の禁錮刑、若しくはその両方を科すことを定めている。法律は、持参金に関する配偶者への暴力も刑事犯罪とし、相当額の罰金又は 5 年以下の禁錮刑、若しくはその両方を科すと定めている。さらに、法律は、持参金の要求を含む女性への心理的虐待、屈辱、身体的拷問及び持参金を支払わないことを理由とする女性の疎外を処罰対象とすると定めている。にもかかわらず、NGO によると、特にテライ地域では持参金が今なお一般的である。政府機関は、持参金に関連した暴力事件及び強制結婚を記録し、介入を勧告し、場合によっては被害者を救済し、社会復帰サービスを提供することもある。

魔術に関する伝統的な信仰は、法律が魔女の疑惑をかけられた者に対する差別及び暴力を明確に犯罪と定めているにもかかわらず、農村地域の女性、特に寡婦、高齢者、経済的地位の低い女性、又はダリット・カースト構成員に悪影響を与えている。法律に基づいて起訴された事案は報告されていない。報道機関及び NGO は、魔女と疑われた女性に対する数件の暴力事件を報告し、CSO は問題に対する大衆の認識を向上させている。

法律は、アシッド・アタック（酸攻撃）を刑事犯罪と定めている。INSEC は（2020 年）1 月から 9 月までに 3 件のアシッド・アタックを記録している。

チャウパディ (*chhaupadi*)（月経中及び場合によっては出産後に女性及び女兒を家畜小屋に住ませるなど、住居から追放すること）の慣行は、2005 年の最高裁判所の判決、及び 2008 年の女性・子ども・社会福祉省（Ministry of Women, Children, and Social Welfare）のガイドラインで違法とされたにもかかわらず、依然として深刻な問題である。2018 年にかかる慣行を正式に刑事犯罪と定める法律が施行され、3 か月以下の禁錮刑、少額の罰金、又はその両方を科すことが規定されている。地方自治体の中には、教育キャンペーンや納屋を物理的に解体するなど、チャウパディ廃止に向けた様々な取組を実施したところもあるが、特に西部の農村地域では不名誉や伝統のためにこの慣行が続いており、こうした慣行を強いられた女性が死亡する事件が定期的に発生している。報道によると、チャウパディ廃止キャンペーンによってチャウパディ用の小屋が破壊された後も、主に義母をはじめとする家族は依然として女性及び女兒を強制的に隔離しているとのことであった。農村地域では女性及び女兒が冬季とモンスーン・シーズンを通じて納屋、動物の囲い、又は洞窟で就寝する事案もあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

セクシャル・ハラスメント：法律は、苦情に対応する一連の職場内プロセスが全て遂行された時点で、郡行政長官が加害者に 6 か月以下の禁錮刑、罰金、又はその両方を科すことを認めている。女性の権利活動家によると、法律は被害者に対する適切な保護及び補償を定めているが、刑罰の厳格性は十分ではなく、セクシャル・ハラスメントが最も横行しているインフォーマル部門に対処していない。AF の報告によると、飲酒運転で逮捕された女性 3 人が警察官に性的嫌がらせを受けた。女性によると、警察は彼女らを売春婦と呼び、卑猥な言葉を使い、胸を触る痴漢行為をした。

人口抑制の強要：政府当局による、妊娠中絶の強要又は強制避妊手術に関する報告はない。

差別：法律は、保護を定めているが、女性は特に農村で雇用における差別を含む、制度的差別に直面している（第 7 節 d 項を参照のこと）。特にダリットの女性は、ジェンダー及びカーストの地位を理由とする差別を受けている。法律は、親の遺産に対する女性の平等な相続分及び結婚後にその財産を保持する権利を認めているが、多くの女性はこの権利を認識しておらず、既存の慣行に異議を唱えることを恐れる女性もいる。法律は、亡夫の不動産に対する寡婦の全面的な利用機会及び権限も認めている。政府は法律を履行するための十分な措置を講じていない。

法律には差別的規定が含まれている。例えば、財産権に関する法律では、土地の借用や家族の財産分割において男性を優遇している。しかし、憲法はこれまで法的保護を受けていなかった女性に、財産及び家族問題における配偶者と平等な権利、及び教育、保健医療並びに社会補償を受ける特別な機会等の権利を付与している。

憲法は、ネパール人女性が子どもの父親の市民権に関係なく、その子どもに市民権を与えることを認めておらず、ネパール人の妻と結婚した外国人の夫の帰化に関して具体的に規定していない。

女性及び女兒が血統主義により市民権を取得するには、規定により、既婚女性の場合は夫、父親又は夫の家族（寡婦の場合）が、かかる女性が市民権の取得資格を有していること、及びその取得を許可することを証する正式な証明書を提出することが義務付けられている。かかる要件により、女性が市民権を取得する権利は、父親又は夫の協力で左右される。夫が妻にこの証明書を提供することを拒否することも多い。女性の市民権文書の取得を阻止することで、司法制度の利用が妨げられ、土地及びその他の財産に対する法的請求を行うことができなくなり、夫又は男性親族は自らの請求権を自由に主張できるようになる。

子ども

出生登録：市民権を規定する憲法の条項、法律及び規制は両親の性別によって差別し、それが無国籍につながっている（第 2 節 g 項を参照のこと）。出生登録の政策と手続について、子どもの性別による差異はない。

憲法は、市民権はネパール国民のいずれか一方の親から引き継がれると定めているが、ネパール人の母親と外国籍の父親から生まれた子どもは帰化によってのみ、市民権を取得できると定めている。母親がネパール人の両親から生まれた子どもの市民権を取得することは、母親がネパール市民権の証明書を所持している場合であっても、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

子どもの父親が申請を立証する場合を除き、極めて困難な場合がある。2011年に最高裁判所は、父親が不明又は不在であっても、母親を通じてネパール市民権を子どもに付与する裁定を下したにもかかわらず、こうした困難さは依然として続いている。

憲法は、父親が身元不詳である子どもは母親を通じて市民権を取得できるが、取得後に父親が外国籍であることが判明した場合、その子どもは血統主義により市民権を失い、帰化の資格が与えられると規定している。多くの未婚女性は子どもを血統主義により国民と登録する際に困難に直面している。最高裁判所は2017年に、政府当局はネパール人の母親と追跡不可能な父親から生まれた子どもの出生登録と市民権を拒否してはならないとする判決を下した。人権弁護士によると、この規定は強姦や人身売買の犠牲者を含む、未婚の母親の子どもに適用されているが、父親はわかっているが認知を拒否している状況には対応していない。市民権の移転に関する法律及び慣習上の制限は、父親が死去したか、家族を捨てたか、(次第に広く見られるようになってい)海外に出稼ぎに行っている子どもに特に困難を強いている。

帰化は憲法に定める基本的権利ではないため、血統主義により市民権を取得する資格がない者も申請することができるにもかかわらず、国の裁量によって左右される。具体的なデータはないが、人権弁護士の報告によると、政府はここ数年、子どもの帰化申請をほとんど処理していない。

教育：憲法は、全国で初等基礎教育を無償の義務教育とすると定めている。法律は、教育制度を無償の義務教育である基礎教育（初期児童育成、1～8 学年）と無償だが義務教育ではない中等教育（9～12 学年）とに分けている。政府の報告によると、2019～2020 年度は学齢期の子どもの 96.5%が初等学校に通学し、男女格差はない。

一部の子ども、特に女兒は衛生設備の不備、地理的な距離、通学に要する費用、家事労働及び両親の支援の欠如を理由に教育機会を阻む障害に直面している。全国の学校のほぼ 3 分の 1 に女兒専用トイレが整備されていないことが、特に生理期間中の女兒の通学を妨げる要因となっている可能性がある。学齢期の男児の通学の障害には、就労への圧力、海外への出稼ぎ労働、薬物及びアルコールの問題などがある。障害を持つ子どもは、入学を拒否されるなど、教育へのアクセスを阻む追加的な障害に直面している。さらに、子どもの教育は 13 歳までしか義務付けられていない。この基準のため、13 歳以上の子どもは、法律で就労が認められていないにもかかわらず、児童労働を強いられる可能性が高い。

医療：政府は子どもと成人に無償の基本的医療を提供しているが、質とアクセス可能性はまちまちである。女兒に対する親の差別的扱いによって、貧困家庭の親は医療サービスを求める際に息子を優先することがよくある。

児童虐待：報告によると、性的虐待を含む子どもに対する暴力は広範囲に見られる。NGO は、認識の向上を一因として報告される事案が増えているが、信頼できる推計値はないと述べている。政府は、特別なホットラインや全国児童権利協議会（National Child Rights Council）など、児童虐待及び子どもに対する暴力に対処する体制を整えている。

児童婚、早期結婚、強制結婚：法律は、男子及び女子のいずれについても 20 歳未満の結婚を禁じているが、ネパールは児童婚と女兒の出産の比率が高い。UNICEF による

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と、20～24歳の若い女性の3分の1近くが18歳までに結婚し、7.9%が15歳までに結婚したと報告している。

児童婚及び強制結婚の慣行は社会的、経済的並びに文化的価値によって助長され、ダリットやマデシ・コミュニティでは特に一般的である。法律は、児童婚を強要される女兒の年齢に応じて罰則を定めている。罰則は禁錮刑と罰金があり、徴収された罰金は犠牲になった女兒に与えられる。法律は、児童婚の事案が当局に届けられた場合、政府は必ず措置を講じなければならないと定めている。さらに、児童婚及び強制結婚の慣行は女兒の教育機会を制限し、家庭内暴力や性的人身売買を含む性的虐待を受けやすくなる。

子どもの性的搾取：NGOによると、商業目的の児童の性的搾取は依然として深刻な問題である。男児及び女兒が路上で生活し、観光客などにより売春に利用され、未成年の女兒がダンス・バー、マッサージ・パーラー、個室料理店（売春宿であることもある）に雇われているという報告がある。警察の捜査と能力が限られているため、法執行は一般的に脆弱で、警察は商業目的で性的に搾取されている女兒を逮捕することもあった。合意の上での性行為の最低年齢は18歳である。

児童ポルノを取り締まる明確な法律はないが、法律はいかなる者も子どもを非道徳的な職業に関与させ、又は利用することはできず、子どもを非道徳的な職業に関与させる目的で写真を撮影又は配布することはできないと規定している。さらに子どもの人格を傷つける写真を公表、展示又は配布することはできない。

故郷を追われた児童：多数の子どもが2015年の地震とその後の余震により難民状態に置かれたままである（第2節d項を参照のこと）。政府は、10年に及ぶマオイストの紛争の影響を受けた子どもについて、当初の国内避難民（IDP）の人数、今なお難民状態に置かれている子どもの数を含め、包括的なデータを把握していない。

施設収容児童：報告によると、孤児院及び児童ホームで性的虐待を含む嫌がらせ並びに虐待が幅広く行われている。この分野で活動しているNGOの推定によると、登録している児童ホームのうち法律に定める最低の運営基準を満たしている施設は約3分の1であり、未登録のホームの多くについては信頼できるデータがない。複数のNGOによると、施設に収容されている子どもの中には物乞いを強要されている者もいた。NGOは、過去数年と比較して児童虐待の水準や程度に大きな変化はないとも報告している。

国際的な子の奪取：ネパールは、1980年のハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国ではない。米国国務省の「親による国際的な子どもの連れ去りに関する年次報告書（Annual Report on International Parental Child Abduction）」（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照のこと。

反ユダヤ政策

ネパールには少人数のユダヤ人コミュニティがあるが、反ユダヤ的行動の報告はない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report>）を参照のこと。

障害者

憲法及び法律は、障害又は身体的状態に基づく差別を禁じており、障害者の追加的な権利を明記している。その権利とは、身体障害を持ち、「財政的に困窮している」全ての国民が無償の高等教育を受ける権利、視覚障害者に対する特別な教材及びカリキュラムの提供などである。

政府は、身体障害者及び精神障害者に、月次給付金の支給、シェルターの建設、753の各地方政府に1人の社会福祉職員の配置を行うなどのサービスを提供している。法律は、障害者が教育、医療、雇用、公的な物理的インフラ、輸送、情報及び通信サービスを受ける平等な機会を規定している。政府は（2020年）7月19日に、「超重度」の障害を持つ障害者の権利に重点を置く、2020年障害者の権利に関する規則（Regulation on the Rights of Person with Disability）を可決した。政府は、同法を執行する全国レベルの管理局も設置した。障害者の権利及び特典を向上させる法律及び規制を執行する政府の取組は徐々に向上しているが、今なお完全には効果を上げていない。例えば、全ての学年の生徒に点字の書籍が提供されておらず、関心を持つ障害者全てが均一に無償の高等教育を受けることはできない。

政府は、「超重度」の障害に分類された障害者に月額3,000ルピー（25ドル）の社会保障給付金を提供している。2020年障害者権利規則は、「重度の障害」に分類された障害者の社会保障給付金を廃止した。批判とロビー活動により、政府は暫定的規定に基づき、「重度」障害者に1,600ルピー（14ドル）を提供している。法律は、他の障害者も資金の可用性と障害の程度によって手当を受給すべきと規定している。3つの郡政府は、ろうあ者及び聴覚障害者の政府サービス入手を支援するため、20郡に手話通訳者を配備する資金を拠出した。

女性・子ども・高齢者省（Ministry of Women, Children, and Senior Citizens）は障害者を保護する責任を担う。ネパールには障害を持つ生徒用に380か所のリソース教室、32校の特別教育学校、23校の総合学校がある。在籍する生徒数は、健常児の生徒数と比較すると少数である。初等学校の就学率と比較すると、主に通学の問題、学校の所在地、両親への財政負担により、高等教育を受けている障害を持つ子どもは相対的に少ない。報告によると、学校で障害を持つ子どもの虐待が発生しているが、2020年に裁判所に申し立てられたか、関連機関に届け出があった事案の報告はない。女性・子ども・高齢者省の報告によると、753の地方自治体の大半は、新しい連邦制度の下、障害者を含む、マイノリティー及び社会的弱者の集団に資金を配分している。家族の支援のみに頼らざるを得ない障害者が大半を占めている。

障害者の投票権及び民事への参加権又は司法制度を利用する権利に法律上の制限はない。しかし、女性・子ども・高齢者省によると、こうした権利の行使に立ちほだかる壁があり、特に公共施設を利用することができない。

国籍／人種／少数民族集団の構成員

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、各コミュニティが「その言語、活字及び文化を保存並びに振興」する権利、及び独自の言語で初等学校教育を行う権利を持つと規定している。政府はおおむねこれらの規定を遵守している。先住民とみなされる集団を含む、125以上のカースト集団及び民族集団が存在し、120以上の異なる言語を話す。

下層カースト及び一部の民族集団に対する、雇用の差別（第7節d項を参照のこと）を含む差別は幅広く見られ、特にテライ地域及び農村地域に多い。

カーストに基づく差別は違法であり、政府はダリットを公然と疎外する行為を非法化し、他の恵まれない立場のカーストの権利を保護する取組を行っている。憲法は、不可触賤民の慣行を禁止し、教育、医療及び住宅におけるダリットの特別な法的保護を定めている。また、ダリットの権利保護を強化し、推進する憲法委員会として全国ダリット委員会（National Dalit Commission）を設立した。政府は、2018年後半に差別を禁じる付属の法律を公布したが、ダリットの権利活動家は、法律はダリットを明示的に保護することなく、差別をあまりに漠然と禁止しているに過ぎないと主張している。

ネパール全国ダリット社会福祉機構（Nepal National Dalit Social Welfare Organization）によると、農村地域における政府による差別撤廃は限定的にしか進展していない。

（2020年）5月23日に、活動家がネパールの近代史上最も暴力的と位置づけるダリットへの攻撃によって、ダリットを含む6人の若者が殺害された。ナワラジ・ビシュオカルマ（Nawaraj Bishwokarma）が同じチェトリ（Chhetri）のカースト集団のガールフレンドと駆け落ちしようとしたとき、彼とその友人グループは地元の主導者であるダンバル・マーラ（Dambar Malla）を含む村民の集団に襲われた。暴行の生存者及び一部の地元の職員によると、村民は若者たちを近くの河原まで追いかけ、石、鋭利な武器及び木片で殴打して殺害し、死体を川に投棄した。現地警察は捜査を行い、少女の両親及び地元の主導者を含む27人の被疑者を逮捕した。内務省と下院は、この事件を捜査する委員会を設置し、NHRCは捜査チームを派遣した。

先住民

政府は、人口のおよそ36%を占める59民族／カースト集団を先住民として認めている。比較的特権を与えられたコミュニティもあるが、多くは政府の資源や政治制度への不平等なアクセス及び言語、宗教及び文化による差別に直面している。

報道及びNGOの報告によると、（2020年）7月18日にチトワン国立公園の緩衝地域内のチェパング（Chepang）コミュニティで同公園当局の職員が2戸の家屋に放火し、1頭の象を使って他の8戸を破壊した。人権団体とメディアが新型コロナウイルス感染症による都市封鎖とモンスーン・シーズンに行われたこの立ち退きを批判したことを受けて、森林環境省（Ministry of Forests and Environment）は調査を開始した。NHRCも同事案の調査を行っている。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、犯罪化、その他の虐待

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

同性間の性行為を非合法化する法律はなく、LGBTI の人々はその権利を積極的に主張している。憲法は、LGBTI の人々に対する保護を示す規定を設けているが、LGBTI 活動家は、ジェンダー・マイノリティー及び性的少数派に対する保護を強化するさらなる法律制定を相次いで要求している。

現地の LGBTI 擁護団体によると、政府は LGBTI に教育、医療又は雇用の平等な機会を与えていない（第 7 節 d 項を参照のこと）。さらに、擁護団体によると、特に農村地域において市民権を登録する際に困難に直面している LGBTI もいるとのことである。

この数年、地方選挙で数名の LGBTI 候補が立候補したが、LGBTI 活動家によると、2017 年、自らを第 3 のジェンダーと特定する候補者は、選挙の定数のため、その候補者の党は「女性」候補を登録しなければならないとして、選挙当局に副市長選挙の候補者登録を拒否されたと述べている。最高裁判所は政府の主張を支持する判決を下した。別件では、トランスジェンダーは実際に性別を変えたかどうかにかかわらず、市民権証明書の性別を示す列に並ぶことを強いられるため、嫌がらせや社会的な蔑視を恐れて投票をやめた者もいると LGBTI 活動家は述べている。

LGBTI 権利の NGO によると、2020 年に民間人及び政府職員による LGBTI に対する嫌がらせや虐待は、特に都市部で減少したが、こうした事件はいまだに発生している。

LGBTI 権利団体は、2020 年にジェンダー及び性的マイノリティーが警察からの嫌がらせを受けたと報告している。ネパール警察の HRS は、多くの市民が LGBTI の人に対して否定的な見方をしているため、小さな嫌がらせが何件か発生していることを確認している。

HIV／エイズに対する社会的汚名

HIV 予防サービスを提供している人又は HIV／エイズ感染を広める可能性のあるハイリスク集団に対する公式な差別はない。

NGO によると、HIV 感染者及び HIV の感染リスクの高い人に対する社会的差別及び汚名は依然として広く見られる。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が組合を結成し、自ら選択する組合に加入する権利を規定している。ただし、政府が破壊的又は扇動的とみなす組織は除く。結社の自由はフォーマル及びインフォーマルの両部門の労働者に認められている。市民権を持たない者を労働組合幹部として選任することはできない。現地の労働者は、公共交通機関、銀行業務、治安及び保健医療などを含む基本的サービスの従業員を除き、ストライキ及び団体交渉を行う権利を有する。法律はいかなる経済特区における労働者のストライキも禁じている。政府は 14 か所の経済特区を計画中である。バイラハワ（Bhairahawa）の 1 か所の経済特区が稼働しており、シマーラ（Simara）で 1 か所が近々完成予定である

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が、いずれもインド国境近くの地域に位置している。次官レベル以上の軍隊、警察及び政府職員も組合活動への参加が禁じられている。民間部門では、管理職の従業員は組合への参加が許可されていない。

法律は、労働組合が特定の職場の代表とみなされるためには、労働者の 25%以上を代表しなければならないと規定している。最低要件は、非公式の組合団体の結成を禁じるものではなく、かかる組合団体は一定の条件の下でストライキを呼びかけ、政府と直接交渉を行うことができる。インフォーマル部門の労働者も組合を結成することができるが、この権利を認識していない労働者が多い。政府は準拠法を効果的に執行し、罰則は差別など市民の権利の否定に関するその他の法律の定める罰則と同等である。しかし、民間及びインフォーマル部門での執行が依然として課題となっている。(2020 年) 10 月 15 日、政府は労働法違反及び労働に関するその他の問題を処理する労働裁判所を設置した。

法律はまた、団体交渉を含む、労働組合の正式な任務に起因する不利益な訴訟から組合代表を保護し、反組合の差別を禁じている。組合活動への参加を理由に解雇させられた労働者は、労働裁判所又は準司法権限及び仲裁権限を有する労働局 (Department of Labor) に苦情を申し立てることによって復職を求めることができる。ほとんどの事案は仲裁によって解決される。法律上、雇用主は限られた条件においてのみ、不正行為を 3 回行った場合に限り従業員を解雇することができる。法律は法的要件を満たしていないストライキへの参加を不正行為と定め、これは停職又は雇用の解除の事由となる。

合法的なストライキを実施するには、労働組合員の 51%の無記名投票による賛成票が必要であり、組合はストライキ実施日の 30 日前までに通知を行うことが義務付けられている。組合が登録されていない場合、過半数の支持を得ていない場合、又は 30 日前の通知を行う前にストライキを呼びかけた場合、そのストライキは違法とみなされる。

結社の自由及び団体交渉権はおおむね尊重されている。政府は基本的なサービス分野のストライキを制限しているが、2020 年に病院、教育サービス、及び交通部門の労働者がストライキを呼びかけ、法的な罰則を受けていないことが幾度かあった。組合の多くは政党と関係を築いており、政党から独立して活動を行うことはないが、効果的に労働者の権利促進に努めている。政府が労働者団体の機能に干渉するか、組合幹部を脅迫することはない。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じている。法律は、強制労働を目的とする強制、詐欺又は強要による人材の募集、移送、隠匿又は受入れを刑法上の犯罪としていない。政府は、法律を効率的に執行しておらず、ネパールが強制労働の犠牲となる男性、女性及び子どもの送り出し国、経由地並びに到着地である状況に変わりはない。カムラリ (Kamulari) は 2013 年に非合法化された奴隷労働の一種で、わずか 4 歳の女児や全ての年齢層の女性が裕福な地主の住居で奴隷労働を強要されている。カムラリは違法であるが、政府は新たに解放された女性の適切な社会復帰に向けて、財政支援や教育機会などの支援を提供していない。多くの非営利組織は、依然として人身売買

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の問題を抱えるインドとの国境地域を重点に置き、人身売買や奴隷労働のリスクが比較的高い女性や子どもを支援している。

政府による奴隷労働を禁じる法律の執行には一貫性がなく、被害者の社会復帰は依然として困難である。人材、検査及び是正措置は不十分である。政府は虐待を受けている移民労働者の人身売買を効果的に選別しておらず、そうした事案を犯罪捜査の対象とする代わりに、行政的に処理している。さらに、人身売買や違法な人材斡旋機関による違法な斡旋料を含め、労働者搾取が報告されているにもかかわらず、政府はかかる機関の違法行動を十分には捜査していない。奴隷労働を禁じる法律に違反した場合の罰則は罰金と被害者への補償で、禁錮刑はなく、したがって誘拐など他の重罪と同等ではない。奴隷売買は人身売買禁止法（**Trafficking in Persons Law**）に基づき、刑事犯罪として起訴され、他の重罪と同等の罰則が科される。

債務奴隷を含む、成人及び児童の強制労働は農業、煉瓦焼き窯、石砕業、及び家事労働で行われている。政府による調査は、過去 5 年間に特に農業、林業及び建設業で約 10,000 人の子どもを含む 61,000 人以上の強制労働者を記録している。複数の NGO は引き続き、煉瓦焼き窯で子どもが荷物運搬、煉瓦の準備をはじめとする煉瓦焼き窯での作業に長期間にわたって従事していると報告している。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（**Trafficking in Persons Report**）」（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律は、就業最低年齢を 15 歳、危険業務の就業最低年齢を 17 歳と定め、児童の容認可能な労働条件を定義し、義務付けている。危険業務の就業最低年齢は、17 歳の児童の危険業務就労を禁止していないため、国際的な基準と一致していない。児童の就労が禁止されている危険業務の職種には、重い荷物の運搬や危険物への暴露を伴う作業であることが証明されている煉瓦製造は含まれていない。雇用主は、14 歳から 17 歳までの労働者の記録を別途管理しなければならない。法律は、工場、鉱山及びその他 60 種の危険有害業務への児童の就労を禁じており、16 歳から 17 歳までの児童の労働時間を週 36 時間（午前 6 時から午後 6 時まで 1 日 6 時間、週 6 日）に制限している。

労働検査官への権限移譲にほとんど進展は見られなかった。労働法の執行は依然として中央集権化され、郡レベルの労働検査官の人数は依然として不足している。労働局は、児童労働に関する法律と慣行の執行責任を負うが、効果的に執行していない。労働局は、フォーマル部門においてほとんどの労働調査を行っているが、児童労働はほぼ全てインフォーマル部門で行われている。同局は、郡労働事務所に工場検査官 14 人、カトマンズに上級工場検査官 2 人を配備している。しかし、これらの職務は常に欠員状態にあるため、同局は十分な効果を上げているとは言い難い。一部の検査官のポストは公務員の定期的な人事異動のために欠員となっており、法執行に専従する人材は限られている。労働検査官は定期的に児童労働法及び検査に関する訓練を受けているが、この訓練は必ずしも正式な日程に沿って行われていなかった。児童労働に対処し、最終的にこれを撲滅するために多岐にわたる法律及び政策が策定された。罰則は十分な違反抑止効果を持ち、誘拐など、他の重罪と同等である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

新型コロナウイルス感染症は子どもの貧困に深刻な影響を与え、子どもは過度に貧困の負担を背負わされている。貧困生活を強いられている子どもの人数は、パンデミック前の推定 130 万人から（2020 年）8 月には約 700 万人に増加した。教育と医療資源の不足が児童労働の増加につながっている。最悪な形態の児童労働就労をもたらす有力な観察可能予測因子のうち、特に父親の障害又は死亡がパンデミック中に増加した。

児童の強制労働を含む児童労働が行われているのは農業、家事労働、荷役、リサイクル及び輸送で、最も深刻な虐待が報告されているのは、煉瓦焼き窯、石砕業、絨毯部門、刺繍工場、エンターテインメント部門である。インフォーマル部門では、児童が不健全な環境で長時間労働し、重い荷物を運搬し、性的搾取のリスクが高く、様々な健康上の問題に見舞われることもある（第 6 節の「子ども」を参照のこと）。

米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」（<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>）も参照のこと。

d. 雇用及び職業に関する差別

憲法は、宗教、人種、性別、カースト、種族、地理的又は社会的出自、言語、婚姻状況、身体又は健康状態、障害若しくは思想信条による差別を禁じている。労働規制は、ジェンダーによる給与又は報酬の差別を禁じている。罰則は公民権に関連した法律の定める罰則と同等である。

憲法、法律又は規制に、労働の差別又は肌の色、年齢、国籍若しくは市民権、HIV 陽性又はその他の伝染病による差別を禁じる規定はない。湾岸諸国で 30 歳未満のネパール人女性が家事労働に従事することを禁じる 2017 年の規定は搾取及び暴力から保護することを目的とするものであった。しかし、禁止によって多くの若い女性は不法な手段を求めるようになり、結果として人身売買や暴力のリスクが高まった。

憲法及び法律上の保護規定にもかかわらず、ジェンダー、カースト、民族、国籍、市民権、障害、宗教、性的指向及び性同一性、HIV 陽性による雇用及び職業の差別は生じている。こうした差別は、政府及び人権団体による監視があまり又は全く行われていないインフォーマル部門で最も広く見られ、弱者のカテゴリーに分類される人々には利用可能な又は頼みとする手段がほとんどない。フォーマル部門における労働差別は、一般的にカースト上層に属する健常者の男性が雇用、昇進及び異動で優遇されるという形態をとる。

公務員に就く資格を得るには、ネパール国籍又は市民権が不可欠である。

女性・子ども・高齢者省及び障害者権利擁護者によると、障害者の全体的な雇用率は大きくは上昇していない。民間部門では多数の障害者が障害を理由に就労機会を奪われるか、解雇されたと主張している。全ての部門で障害を持つ被雇用者はその他の形で差別的扱いを受けたと報告している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ネパール全国ダリット社会福祉機構によると、政府は公共及び民間の両部門でカー
スト下位層に属する人々の雇用機会を確保する差別撤廃のための法規制の執行をほと
んど進展させていない。こうした虐待に関する包括的なデータはない。

構造的な障害や差別により、ダリットはマニュアル・スカベンジング、動物の死体
処理、墓穴掘り、又は革製品製造といった非人間的な低所得労働を続けることを余儀
なくされている。

被雇用者の割合は、男性 100 人に対し、女性はわずか 59 人に過ぎず、女性の 1 か月
当たりの平均所得は男性よりも 5,834 ルピー (49 ドル) 少ない。こうした労働の男女
間格差は女性の低所得、教育、医療サービス利用に直結する不平等さを生む要因にな
ると長年考えられてきた。新型コロナウイルス感染症危機によって家事労働の負担が
増したことが女性及び女兒のさらなる足かせとなる可能性がある。

LGBTI に対する様々な部門での差別に関する信頼できる統計はないが、ジェンダー
及び性的マイノリティーにとって治安業務及び運動競技で昇進並びに競争の機会が閉
ざされることはよくあると報告されている。

e. 受入れ可能な労働条件

最低賃金は公式の貧困ラインを超えているが、最低生活水準のニーズを辛うじて満
たす程度である。

最低賃金法はフォーマル（労働人口の 10%を占める）とインフォーマルの両部門に
適用されるが、フォーマル部門の方が厳格に執行されている。

法律は、1 週間の労働時間を 48 時間とし、1 週間に 1 日の休日、5 時間の労働ごと
に 30 分間の休憩を 1 回取らなければならないと規定している。法律は、残業時間を 1
日当たり 4 時間未満、1 週間当たり 20 時間と定め、1 時間当たり 50%の割増賃金を支
払うことを規定している。過剰な残業の強制は禁じられている。従業員は有給の祝日
休暇、病欠、年間休暇、育児休暇、忌引休暇、その他の特別休暇を取る権利が認めら
れている。法律は、適正な職業健康安全基準を定め、50 人以上の女性労働者を擁する
企業については、退職積立金、住宅設備、託児所その他の諸手当及び出産手当を定め
ている。

労働雇用・社会保障省（Ministry of Labor, Employment, and Social Security）の報告に
よると、フォーマル部門の工場の大半は最低賃金及び労働時間に関する法律を遵守し
ているが、農業並びに家事労働を含む、インフォーマル部門での履行状況はまちまち
である。同省は、賃金及び労働時間に関する法律並びに職業衛生及び安全に関する法
律を執行する十分な人数の検査官を採用していない。政府は法律を効果的に執行し
ていない。最低賃金及び残業時間に関する法律の違反に対する罰則は、詐欺など類似し
た犯罪の罰則と同等である。

職業衛生及び安全基準の履行及び執行は最小限で、労働雇用・安全保障省はこれが
労働法の履行が最も遅れている分野だと考えている。同省は、建設、鉱業、運輸、農
業及び工場労働を含む全部門にわたり違反が見つかっているとしている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、職業安全及び保健規定の執行に必要な規制及び行政体制を構築していない。労働雇用・安全保障省には職業安全及び職業衛生を専門に扱う特別室が設置されておらず、この分野において特定の訓練を受けた検査官もいない。法律は、工場検査官が雇用主に対して安全性に欠ける状況の改善を命じる権限を認めているが、安全基準の執行は依然として最小限にとどまり、監視権限は弱い。職場の死亡者及び事故に関する正確なデータはない。労働法規制は、労働者が自らの雇用を危うくすることなく、健康又は安全性を脅かす状況から去ることができるとする規定を定めていない。

政府は、労働者に国外の仕事を斡旋する労働契約又は「人材」派遣機関に関する規制を定め、不正な人材採用慣行に罰則を設けている。政府は、2015年に導入された無償ビザ、無償航空券のスキームを継続しているが、移民の権利に関する NGO によると、政府は同政策を効果的に実施していない。旅行文書の偽造に加担したり、労働請負業者による違法な斡旋を見逃したりする政府職員もいる。海外派遣労働局 (Department of Foreign Employment) は、登録人材派遣機関の数を減らし、その活動をより綿密に調査する対策を導入した。膨大な数の未登録及び規制対象外の労働者「ブローカー」及び中間業者はコミュニティーの信頼される構成員であることも多く、採用慣行の効果的な監視を複雑にしている。労働者にはまた、出稼ぎ労働者を追跡し、権利が侵害された労働者にある程度の補償を行う海外派遣労働者機構 (Foreign Employment Board) に登録し、登録料を支払うことが奨励されている。国際航空便運行の一時停止及び新型コロナウイルス感染症による経済的な影響により、労働者は2020年のほとんどの期間にわたって海外に渡航していないため、対策の効果を評価することは困難であった。

政府は、海外で働く労働者の雇用契約をネパール語に翻訳することを義務付け、労働者に出発前のオリエンテーション・プログラムへの出席を義務付ける規定を定めている。オリエンテーションで労働者に対して自らの権利及び権利が侵害された場合の法的手段を周知させる。出稼ぎ労働者はこの義務付けられた研修に参加しないことが多く、企業の多くはわずかな手数料で出発前オリエンテーション参加証明書を発行し研修を実施しないため、このイニシアチブの効果には疑問が残る。ネパール人出稼ぎ労働者は依然として搾取的状況に直面することが多い。

国際労働機関によると、経済活動人口の70%以上がインフォーマル経済に従事している。

法律は、健康及び安全を脅かす労働状況から労働者を保護することを定めているが、小規模な町や村の零細企業及び家内工業では、雇用主は労働者にこうした状況での労働を強要し、失職の危険にさらしていることがある。ネパールの労働人口の規模を考慮すると、労働検査官の人数は不十分である。